

令和7年度園芸高温対策等支援事業の三次募集について

(農業経営基盤強化(高温対策等)事業)

※三次募集は、一次・二次募集に申請していない方が対象です

近年、高温の影響による農産物の収量減少や品質低下等が発生する中、今後の猛暑に備え、農業経営基盤の強化に資する機器の導入等を支援します。

1 事業内容

■対象品目

豆類、野菜、花き、果樹

■補助対象及び補助率等

補助対象	補助率等	補助額
①機器類 【ハウス】 ▪ 細霧冷房 ▪ パッドアンドファン ▪ 屋根散水 ▪ チラー(冷却水循環装置) ▪ 灌水装置(自動灌水装置、灌水用ポンプ等) 【露地】 ▪ スプリンクラー ▪ 灌水装置(自動灌水装置、灌水用ポンプ等)	事業費(税抜) × 1/2 = ①' 【事業費25万円(税抜)以上対象】	①' + ②' + ③' + ④' 【上限100万円】 ※3戸以上の販売農家で 構成する団体に所属する 販売農家は上限60万円
②資材類 【ハウス】【露地】 ▪ 灌水資材(灌水チューブ等) ▪ 遮光・遮熱資材 (ハウス用ネット、フィルム、塗布剤等)	事業費(税抜) × 1/2 = ②' 【事業費10万円(税抜)以上対象】	
③循環扇・換気扇、園地遮光対策施設 【ハウス】 ▪ 循環扇、換気扇、空動扇 【露地】 ▪ 園地遮光対策施設 (人が下に入って作業できる規模のもの)	事業費(税抜) × 1/2 = ③'	
④水源の整備 【ハウス】【露地】 ▪ 水源の整備 (井戸掘削、汲み上げ用ポンプの設置、 貯水用タンク(1,000L以上)の設置)	事業費(税抜) × 1/2 = ④' 【補助額上限20万円(税抜)】	

※運搬費及び設置費も事業対象に含みます

■事業実施主体

- (1) 農業経営体：認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人【補助上限額100万円】
- (2) 3戸以上の販売農家^{※1}で構成する団体^{※2}に所属する販売農家【補助上限額 60万円】

※1：経営面積30a以上、または農産物販売額50万円／年以上の農家
※2：補助対象機器等を導入する品目の生産又は販売を目的としている団体

■補助要件

(1) セーフティネット制度への加入

対象品目又は補助対象機器等を導入するハウスを対象とした①～③のいずれかについて加入済み又は①への加入を検討すること

- ① 農業保険制度（収入保険、畑作物共済、果樹共済又は園芸施設共済）
- ② 農産物価格安定対策事業
- ③ 民間事業者が提供する保険

(2) 他の京都府が実施する事業と重複申請とならないこと

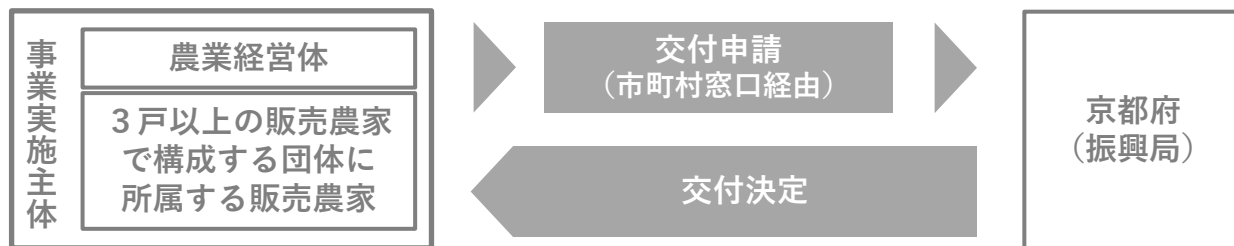
(3) 令和8年2月末日までに完了する取組であること

■留意事項

- ・申請多数により予算が上限に達した場合は、補助率を下げて交付します。（その際、「令和6年度高温対策支援事業」を活用されていない方の補助率は、同事業を活用された方よりも高く設定します。）
- ・三次募集では、一次・二次募集で申請した事業には申請できません。（一次または二次募集で園芸高温対策支援事業のみに申請した方は、三次募集で水稻高温対策支援事業には申請可能です。）

2 申請～交付決定の流れ

- ① 補助対象事業者において申請書を作成
- ② 主たる事業実施区域が所在する市町村窓口へ提出
- ③ 市町村で申請をとりまとめ、各広域振興局又は農産課へ申請
- ④ 申請内容を審査後、京都府から交付決定（**事業着手（発注）は交付決定日以降**）



3 申請期間

令和7年10月20日（月）から令和7年10月31日（金）までに市町村窓口へ申請

問い合わせ先	お住まいの市町村窓口
	京都府農林水産部農産課 : 075-414-4953 山城広域振興局農林商工部 : 0774-21-2392 南丹広域振興局農林商工部 : 0771-22-0371 中丹広域振興局農林商工部 : 0773-62-2743 丹後広域振興局農林商工部 : 0772-62-4305